

「加東市秋のフェスティバル 2025」出店申込 誓約事項

誓 約 事 項

自己又は自団体の役員・関係者等が、次の各号のいずれにも該当しておりません。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この様式において「暴力団員」という。）及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この様式において「暴力団員」という。）
- 2 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- 3 自己、自団体又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- 4 暴力団員又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- 5 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 6 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

上記事項に偽りがあった場合は、直ちにブースを撤去するとともに、出店の不許可・取消しに伴う損害が生じて、一切異議申し立てをいたしません。

また、出店の際は、出店要項等を遵守します。

主催者に出店に関して是正を求められた際は、即時に応じます。

是正に応じなかった場合は、出店を拒否されても異議を唱えません。